

平成24年度 第2回法律学教育FD／ICT活用研究委員会 議事概要

I. 日 時：平成24年6月29日（金）15：00～18：00

II. 場 所：私立大学情報教育協会 事務局 会議室

III. 出席者：吉野一委員長 加賀山茂委員 笠原毅彦委員 執行秀幸委員 高嶋英弘委員
（事務局）井端事務局長 森下主幹 松本職員

IV. 検討事項

（1）事務局からの報告事項

本日の検討事項は、5年後を前提とした教育改善モデル実現に求められる教員の教育力であることと検討の進め方が説明された。

- ・まとめ方としては、資料「参考1」の17頁、18頁を参照しつつ、作成した改善モデル（資料②.1、②.2、②.3）の授業を実現するときに特徴となる能力を抽出し、抽出した諸能力を統合することで取りまとめる。
- ・例えば、②.1では、基礎法と実定法の教員の連携、活用、ネット上の学びの場の設定、自己申告表の作成の能力が求められるのではないか。
- ・②.2は、IRACを前提としたモデルなので、質疑応答の能力が必要なのではないか
- ・②.3は今までに存在しないモデルであり、教員が広い視野を持っていることは当然の前提として法政策的な統合教育を行うための能力の育成が必要。
- ・ひとつのモデルに3つ程度の能力をとりまとめ、全部で9つ程度を抽出したい。

（2）作成した改善モデル（資料②.1、②.2、②.3）に必要な教育力についての議論

- ・ICTの利用が前提なので、全てについて情報処理のスキルは必要ではないか。
- ・「能力」という言葉は原則として使わない。「スキル」にしてはどうか。
- ・補助スタッフを使うとしても、ICTで何ができるのかを認識し、補助スタッフに要望を提示できることが必要。
- ・法及び法的推論の構造の基本事項を理解していることは当然必要。
- ・「共同して教育方法を開発し実施できること」は、項目を独立して設けてはどうか。
- ・協働か、共同か → 委員会では協働に統一する。
- ・連携の場を作るだけで充分ではないか。ひとつの授業を複数人で当初から分担するのはかなり困難である。
- ・添削等の個々の学生の特性に応じて対応する姿勢が必要である。
- ・教員チェックの前に、学生同士で議論できる場所を設定すれば、そのほうが楽。学生同士の議論の際にツボを見極めて指導できることが重要。
- ・学生の能力を活用できることが大事。学生のモチベーションを高めて学生が主体的に問題解決に向かわせるようにすることが大事。具体的には、学生間の議論を誘発、促

進するなどの形で、学生の能力を活用できること。

- ・ 1人の教員が行うのは限界があるので、誰でも入れるような議論のための開かれた場（電子会議室を意味する）を作ることが大事。
- ・ 学生間の議論か、学生同士の議論か。
- ・ 予習をさせるためにはどうするか。
- ・ 事例問題を作成することが重要。多くの教員はこれが苦手。
- ・ ロースクールでは、学生のレベルに応じた事例問題の作成は当然の前提。
- ・ 教材開発についても協同が必要。
- ・ 予習・復習をどう入れ込むかが難しい。
- ・ 「省察させる（学びを振り返らせる）」にはどのような教育力が必要か。
- ・ I R A Cの枠組みを用いた教育ができる能力。
- ・ I R A Cだけを強調するのは避けたほうがよいのでは。あくまでもデルのひとつ。
- ・ 学生にも目標到達度を自分で認識させることが重要。教員も同じ。
- ・ 学生が自分の到達度を認識できるようにしなければならない。
- ・ 学生自身が到達度を把握し、主体的に学習を組み立てることができるように指導の仕組みを作ることが大事。
- ・ 振り返りを省察させるために教員はどのような指導を行えばよいか問題。
- ・ 「学生の到達度に応じた教育ができること」がまず基本。振り返りの省察は、そのひとつの表れである。
- ・ 「学生の到達度に応じた教育ができること」がどういうことを意味しているかの具体化が必要。
- ・ 到達度に応じた教育ができることと、事例問題を作成できることは別の能力。
- ・ 「振り返り」ができるための教育力とは。
- ・ 「開かれた」の意味は、他の教員や社会人も議論に入ってこれる、他の専門家も議論に参加できるという意味。学生間で議論がなされることにより学生同士で学び合うという意味とは別。
- ・ 「授業をデザインする能力」が重要。
- ・ 他の専門家を呼んでくることは、「社会の実際に対応した授業を効果的に展開する」という表現がよいのでは。
- ・ 「振り返り」を実現するための教育力をどう表現するか。

②.3 について

- ・ 「法政策を提言する能力」を身に付けるための教育力では社会の問題を法科学的に捉え、自らの問題として法政策を考えさせ、提案させることができることが必要。
- ・ 課題は教員が提出する場合も、学生が提出する場合もありうるが学生の能力に応じた事例問題などの適切な課題を作れることが必要。
- ・ 適切な事例問題を作成する能力のみならず、適切な課題を作成する能力をも含めては

どうか。課題はむしろ事例問題をも含む。「適切な課題を作成できること」と思う。

以上のような議論の結果「教育改善モデル実現に求められる教育力」として以下の内容を取りまとめた。

【2】教育改善モデル実現に求められる教育力 委員会で編集 (2012・06・29)

- ① 法および法的推論の構造について理解をしていること。
- ② 教員および実務家と協働して教育方法ならびに教材を開発し、実施できること。
- ③ 学生のモチベーションを高め、主体的に問題解決に向かわせることができること。
- ④ 学修成果のプレゼンテーションや議論の積極化などを通じて、創発的な知の獲得に学生の能力を活用できること。
- ⑤ 他の専門家の参加や現場への訪問など社会との接点を実現して、社会の実際に対応した授業を効果的に展開できること。
- ⑥ 学生の能力に応じた事例問題などの適切な課題を作れること。
- ⑦ 学生自身に到達度を把握させ、主体的に学習を組み立てられるなど、学生の到達度に応じた指導ができること。
- ⑧ 開かれた学びの場を設け、社会の問題を法科学的に捉え、自らの問題として法政策を考えさせ、提案させることができること。
- ⑨ ICTで何ができるかを理解し、その上で授業支援者に要望を提示できること。

(3) 次回の予定

平成24年7月3日(火) 11:00 場所 私情協事務局 とした。

今回は、本日検討した「教育改善モデル実現に求められる教育力」を実現するためのFD対策、大学としての課題について検討する。

以上